

摂津市建築工事共通仕様書

令和8年3月25日

摂津市

目次

第1章 総則.....	1
第1節 総則.....	1
1－1 適用.....	1
1－2 用語の定義.....	1
1－3 提出書類等.....	1
1－4 完成検査.....	3
附則.....	5

第1章 総則

第1節 総則

1-1 適用

1. 摂津市建築工事共通仕様書(以下「共通仕様書」という)は、摂津市が発注する建築物等の新築、増築、改築及び改修に係る建築工事その他これらに類する工事(以下「工事」という。)に係る工事請負契約書(以下「契約書」という。)及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 契約図書に添付されている図面、特記仕様書に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。
3. この共通仕様書に規定する事項以外は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」及び「建築工事監理指針」による。

1-2 用語の定義

1. 「監督職員」とは、工事請負契約書に規定する監督職員をいう。
2. 「工事着手日」とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日以降の実際の工事のための準備工事の初日をいう。

1-3 提出書類等

1. 契約時の提出書類等は特記による。特記がなければ、原則次による。
 - ① 着手届(様式1)
 - ・ 契約後7日以内に、着手届を作成し、監督職員の承諾を受けること。
 - ・ 会社名を記入すること。
 - ② 現場代理人届(〃変更届)(様式2)
 - ・ 契約後7日以内に、現場代理人届を作成し、監督職員の承諾を受けること。
 - ・ 会社名、現場代理人氏名を記入すること。
 - ・ 現場代理人に変更があった場合はすみやかに現場代理人変更届を作成し、監督職員の承諾を受けること。
 - ③ 主任技術者届・監理技術者届(〃変更届)(様式2)
 - ・ 契約後7日以内に、主任技術者届を作成し、監督職員の承諾を受けること。
 - ・ 会社名、現場代理人氏名を記入すること。
 - ・ 下請負金額が5,000万円以上(建築一式工事は8,000万円以上)の場合は監理技術者届を作成し、監督職員の承諾を受けること。その際、資格者証の写しも提出すること。
 - ・ 請負金額が4,500万円以上(建築一式工事は9,000万円以上)の場合は、主任技術者又は監理技術者を専任で配置すること。
 - ・ 主任技術者・監理技術者に変更があった場合はすみやかに主任技術者・監理技術者変更届を作成し、監督職員の承諾を受けること。
 - ④ 現場代理人等経歴書(様式3)
 - ・ 契約後7日以内に、現場代理人経歴書を作成し、監督職員の承諾を受けること。
 - ・ 主任技術者・監理技術者も同じく作成すること。
 - ・ 現場代理人(主任技術者・監理技術者)の氏名を記入すること。
 - ⑤ 工程表
 - ・ 契約後14日以内に、工程表を作成し、監督職員の承諾を受けること。
 - ・ 監督職員の指示を受けた場合は、工程表の補足として、週間工程表、月間工程表 工種別工程表等を作成し、監督職員に提出すること。

- ・ 契約工事期間内で作成すること。
- ⑥ 請負代金内訳明細書
 - ・ 会社名を記入すること。
- ⑦ 施工計画書
 - ・ 各工種における施工計画については現場責任者(各職方)にも十分説明し、整理後提出すること。
 - ・ 計画書には下請業者の現場代表者(職長)の確認欄を設けること。
 - ・ 計画書には必ず、自主検査方法(チェック項目や内容)等を記入すること。

◇ 総合施工計画書
 工事着工に先立ち、工事の総合的な計画を請負者によって作成する。

◇ 工種別施工計画書
 工種別に施工を進めるにあたっては、工種別施工計画書、同施工要領書、同施工品質管理表と呼ばれる3つのものがあり、工程別施工計画書とは工程についていかなる条件下で、いかなる方法によって施工するかの計画書であり、施工管理者が作成する。施工要領書とは、専門業者が施工管理者から示された施工計画のもとで、効果的な生産体制、手順、方法を具体的に展開したものを作成することである。

* 上記の内容をふまえて施工計画書を作成すること。

- ⑧ 施工体制台帳
 - ・ 下請負契約を締結したものは施工体制台帳を作成し、施工体系図を工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲げること。
 - ・ 施工体系図を掲示した状況写真と施工体制台帳のコピーを監督職員へ提出すること。
 - ・ 請負契約書のコピーを添付すること。
- ⑨ 下請負通知書(様式4)
 - ・ 下請負に入る業者の会社名をすべて記入すること。
 - ・ 会社名を記入すること。
- ⑩ 主要資材及び設備機器届(様式5)
 - ・ 会社名、現場代理人氏名を記入すること。
 - ・ 特記以外の材料を使用したい場合は、双方のカタログ等により、材料の性能、品質などの証明となる資料を添付し、監督職員の承諾を受けること。

2. 工事施工時の提出書類は特記による。特記がなければ、原則次による。

- ① 工事日報(月報、警備日報)
 - ・ 現場代理人氏名を記入の上、確認すること。
 - ・ 社内検査、臨時検査等の検査を行った場合は立会人の氏名も記入すること。
 - ・ 監督職員から指示があった場合は工事月報も提出すること。
- ② 工事打合せ簿・質疑書
 - ・ 工事途中における、指示、承諾、協議等の事項においては内容を整理し、監督職員に提出し回答を得ること。
 - ・ 打合せ事項、質疑事項は記録、整理簿を作成し、工事工程管理に支障のないよう整理すること。
- ③ 材料試験報告書
 - ・ コンクリート圧縮試験、鉄筋圧接試験等の各種試験結果表を記録整理後、その都度報告提出すること。
- ④ 検査願(様式6)
 - ・ 会社名、現場代理人氏名を記入すること。

- ⑤ 各種納品書・出荷証明書
 - ・ 宛名は摂津市長、市長名とする。
 - ・ 年月日を記入すること。
 - ・ 記載の単位は、監督職員の指示に従うこと。単位が相違する場合は計算式を補足すること。
 - ⑥ 産業廃棄物関係書類
 - ・ 収集運搬処理業者の許可書の写し(許可日及び許可項目を確認すること)を提出すること。
 - ・ 収集運搬処理業者の契約書の写しを提出すること。
 - ・ 処分地の受入証明書(基本としてマニフェスト形式とするが、監督職員の指示による)
 - ・ 処分地の受入承諾書(監督職員の指示による)を提出すること。
 - ⑦ 工事写真
 - ・ 工事ごとに施工前、施工後を比較出来る(同じ場所、同じアングル)ように整理すること。なお、順次工程順に整理すること。
 - ・ 工事前、工事中、工事完了時の工程順に同じ位置、方向から撮影すること。
 - ・ 工事名、工事場所、工種、寸法(設計・完測)を記入した黒板等を使用し撮影すること。
 - ・ 工事内容を十分理解し目的をはっきり把握して撮影すること。
 - ・ 完成後目視できない部分は必ず撮影すること。
 - ・ 形状寸法がはっきり分かるよう、巻尺、箱尺等をあて写真撮影すること。
 - ・ 立会検査等の撮影は立会人、監督職員、検査員と検査対象物についても必ず詳細撮影をすること。
 - ・ その他監督職員の指示により撮影すること。
3. 工事完成時の提出書類等は特記による。特記がなければ、原則次による。
- ① 工事完成通知書(様式7)
 - ・ 工事完成後、すみやかに工事完成通知書を提出すること。
 - ・ 会社名を記入すること。
 - ② 完成写真
 - ・ 工事完成後、すみやかに完成写真を提出すること。
 - ・ 施工前、施工後を比較出来る(同じ場所、同じアングル)ようにすること。
 - ③ 完成図
 - ・ 工事完成後、完成図を提出すること。
 - ・ 監督職員の指示があった場合、CADデータ(DXF等互換性のあるもの)を提出すること。原則CD-ROMで提出すること。
 - ④ 引渡書(様式8)
 - ・ 完成検査合格後、引渡書をすみやかに提出すること。
 - ・ 会社名を記入すること。
 - ⑤ 各種保証書・取扱説明書
 - ・ 宛名は摂津市長、市長名とする。
 - ・ 保証書の期日は、実施施工最終日(引渡し日)の翌日から保障期間とする。
 - ⑥ 請求書(請求内訳書)(様式9A、9B)
 - ・ 完成検査合格後、請求書を提出すること。
 - ・ 必要な場合は請求内訳書も提出すること。
 - ・ 会社名、会社印を記入押印すること。
 - ⑦ 口座振替依頼書(様式10)
 - ・ 完成検査合格後、口座振替依頼書を提出すること。
 - ・ 会社名、会社印を記入押印すること。

1-4 完成検査

1. 発注者は、完成検査に先立って、請負者に対して検査日を通知するものとする。

2.請負者は、次の各号に掲げる完成検査を受検するものとする。

- ① 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
- ② 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

附則（平成24年4月1日）
この仕様書は平成24年4月1日から施行する。
附則（平成27年6月15日一部改正）
この仕様書は平成27年6月15日から施行する。
附則（平成28年6月1日一部改正）
この仕様書は平成28年6月1日から施行する。
附則（摂総資第88号）
この仕様書は令和3年7月1日から施行する。
附則（摂総資第334号）
この仕様書は令和5年1月1日から施行する。
附則（摂総資第8号）
この仕様書は令和6年4月1日から施行する。
附則（摂総資第555号）
この仕様書は令和8年3月25日から施行する。